

第51号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成20年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第1条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和31年足立区条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定にかかわらず、足立区長(以下「区長」という。)の給料の月額は、条例別表に掲げる区長の給料月額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とし、足立区副区長(以下「副区長」という。)の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその20分の1に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和34年足立区条例第4号)第3条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成20年3月1日から施行し、同月31日限り、その効力を失う。
- 2 この条例は、この条例の施行の際、現に在職している区長及び副区長に限り適用する。

(提案理由)

区長及び副区長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を

提出いたします。